

重要事項説明書（短期入所）

（令和 7年 12月 1日 現在）

1. 施設の概要

(1)施設の名称等

- ・施設名 短期入所生活介護事業 いすず苑
- ・開設年月日 平成16年4月11日
- ・所在地 三重県伊勢市楠部町若ノ山 2605-33
- ・電話番号 0596-28-1010 (FAX) 0596-28-8282
- ・管理者名 施設長 中西 縁
- ・介護保険指定番号 2470800638

(2)相談並びに苦情処理担当者

- ・施設担当者 生活相談員 齋藤 みか
河本 佳於里
- ・第三者委員 中西 巳徳
山下 敦子
- ・伊勢市役所 介護保険課 21-5647
- ・三重県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情処理係
専用電話 059-222-4165

(3)施設運営の指針

短期入所生活介護事業 いすず苑（以下「当事業所」と言う。）は、利用者個々人の短期入所生活介護サービス計画書に基づいて、看護、介護及び機能訓練のほか、日常生活に必要な支援を行うことにより、利用者がある能力を最大限に生かして自立生活を営めるように努めることとし、その取り組みにあたっては、次の各号を指針とする。

- 1) 職員は、「すべての利用者は、それぞれ今日の高度社会を築きあげた功労者であり人生の達人である。」ことに思いを致し、常に感謝と尊敬の念をもって医療・看護・介護・機能訓練および日常生活の支援等のサービスに努める。
- 2) 当事業所は、「利用者個々人が今まで慣れ親しんできた居宅生活のスタイルにより近い生活環境づくり」と「職員との寄り添い合う生活づくり」によってすべての利用者が喜びと生き甲斐の溢れた老後人生を築かれるよう貢献する。
- 3) 当事業所は、地域に開かれた事業所運営を目指し、そのために運営内容の開示・利用者意見等の収集・利用者家族連絡会の開催・第三者評価の実施等を積極的に行い、かつ、伊勢市等関係行政機関との連携を密にする。
- 4) 職員は、常に効果的な技術および手法の習得に努め、それぞれのセクションにこだわることなく相互に協力しあって利用者へのケアおよびサービスの充実に努めるものとする。

- 5) なお、管理者は、利用者へのケア効果を高めるための諸施策の展開および設備の改善、備品器具類の導入に努めるものとする。
- 6) 最も望ましい介護福祉事業所に築き上げる使命は、職員一人一人の双肩にかかっていることを肝に銘じて日々の業務に専念する。

(注)「最も望ましい介護福祉事業所」とは、

利用者およびその家族にあっては「入りたい入らせたい いすず苑」

従業員およびその家族にあっては「働きたい働かせたい いすず苑」

(4)施設の職員体制

	常勤
・ 管理者	常勤専従 1 人
・ 医師	1 人以上
・ 介護職員	4 人以上
・ 生活相談員	1 人以上
・ 機能訓練指導員	1 人以上

(5)入所定員数

施設の利用定員は、次の通りとする。

- ① 併設型 10名 (ユニット型個室10名)
- ② 空床利用型 特別養護老人ホームの定員 100名以内

2. サービス内容

- ① 短期入所生活介護サービス計画の立案
- ② 食事

朝食 8:00 ~

昼食 12:00 ~

夕食 18:00 ~

- ③ 入浴 (個人浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護 (退所時の支援も行います)
- ⑥ 機能訓練 (リハビリテーション、レクリエーション)
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑨ 理美容サービス
- ⑩ 行政手続代行
- ⑪ その他

* これらのサービスの中には、基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談下さい。

3. 通常の送迎の実施地域

通常の送迎の実施区域は伊勢市内とします。

ただし、道路の狭隘、著しい混雑または危険性等が想定される場合には、いすず苑は送迎を行いません。

4. 利用料金

(1)基本料金

① 施設利用料(介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日当りの自己負担分です)

・要介護1	704円
・要介護2	772円
・要介護3	847円
・要介護4	918円
・要介護5	987円

(注) 送迎費については片道184円いただきます。

(2)滞在費

当苑は、個室・ユニット型の介護サービスを提供することから、滞在費は次により利用者負担とします。

・居住費

2066円 (1日)

・第1から第3段階の所得区分該当者には、法的減免措置を適用します。

また、第2から第3段階該当者の一部には、社会福祉法人による減免措置を適用します。

・算定根拠

いすず苑の居室・共同生活の建物費用、光熱水費、修繕費および器具備品費を基礎として算出。

・改定手順

経済変動等により居住費を改定する場合は、実施日の3月以前に利用者にも書面でもって説明し、利用約款の更改契約を行うものとします。

(3)その他費用

①食費 1750円 (1日)

朝食 450円

昼食 650円 (おやつ代を含む)

夕食 650円

・第1から第3段階の所得区分該当者には、法的減免措置を適用。

また、第2から第3段階該当者の一部には、社会福祉法人による減免措置を適用。

・特別の食費は実費とします。

- ②夜勤職員配置加算（Ⅳ） 20円／1日
- ③サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 22円／1日
- ④介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）
1ヶ月の利用料金（基本料金＋各種加算）の14.0%
- ⑤生産性向上推進体制加算（Ⅱ） 10円／1月
- ⑥若年性認知症利用者受入加算 120円／1日
- ⑦緊急短期入所受入加算 90円／1日

※指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認めた時、介護を行った日から起算して7日。

利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日を限度として算定する。

- ⑧療養食加算 8円／回
※医師の指示箋に基づき療養食を提供した場合に算定する。

- ⑨レクリエーション、クラブ活動
実費とする。

- ⑩特別の行事費（交通費を含む）
実費とする。

- ⑪理容代（1回） 2000円

- ⑫おむつ代、日用品等（トイレットペーパー・石鹸・洗髪用品等）日常生活において必要となる費用以外のその他について実費とする。

- ⑬区域外送迎費
実費とする。

（注）1 上記の食費および居住費に関して「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方は当苑までご提出ください。

（4）支払方法

- ・料金計算は月末締めで行い、翌月中旬に請求書を発行いたしますので、指定された期日までにお支払い下さい。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、口座自動振替か窓口払いの方法があります。

5. 協力医療機関等

当事業所では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。

- ・協力医療機関
 - ・市立伊勢総合病院 伊勢市楠部町 3038
 - ・山崎外科内科病院 伊勢市楠部町乙 77
- ・協力歯科医療機関
 - ・宇治山田歯科医院 伊勢市岩渕 2丁目 4-37

短期入所ご利用者様につきましては、在宅の主治医が投薬・受診の基本となります。

6. 施設利用にあたっての留意事項

- | | |
|----------------|--------------------|
| ・面会時間 | AM 8:30～PM 7:00 |
| ・外出 | 家族等同伴にて可能です。 |
| ・喫煙・飲酒 | 原則禁止ですが、個別にご相談下さい。 |
| ・火気の取扱い | 施設内火気厳禁です。 |
| ・設備・備品の利用 | 申し出により可能な物とします。 |
| ・所持品・備品等の持ち込み | 原則自由ですが当施設にご相談下さい。 |
| ・金銭・貴重品の管理 | 自己管理又は施設で保管します。 |
| ・宗教活動・ペットの持ち込み | 禁止します。 |

7. 非常災害対策

- ・管理者は、想定される非常災害の態様ごとに、その程度及び規模に応じ非常災害に関する具体的な計画を定めています。
- ・管理者又は防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練を年2回以上実施する等利用者の安全に対して万全を期しています。
- ・当事業所は、医療機関、ほかの社会福祉施設及び地域住民と非常災害時における連携及び協力関係を構築するよう努めています。

8. 秘密保持等

- ・当事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。この秘密保持義務は利用者との契約後も同様とします。
- ・当事業所は職員の離職後も、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、就業規則、雇用契約書等で定めています。
- ・当事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ます。

9. 事故発生時の対応

- ・当事業所は短期入所生活介護の提供時に事故が発生した場合は、速やかに伊勢市、利用者家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- ・当事業所は、上記の事故の状況及び事故に際して取った処置を記録します。
- ・当事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- ・当事業所は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

1 0. 要望又は苦情処理

- ・当事業所は、提供した短期入所生活介護サービスに関する利用者及びその家族からの要望又は苦情に迅速かつ適切に対応するため、その窓口を設置する等、必要な措置を講じます。
- ・当事業所は、苦情を受け付けた場合に、当該苦情の内容等を記録するものとし、伊勢市等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告します。

1 1. 身体拘束等廃止

- ・当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。ただし、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録します。

1 2. 虐待防止

当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために次の措置を講じます。

- ・虐待を防止するための職員に対する研修の実施
- ・虐待防止対策を検討する委員会の定期的な開催と内容の周知
- ・虐待防止のための指針の整備
- ・虐待防止担当者の任命

当事業所は、サービス提供中に、職員又は擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを伊勢市に通報するものとします。

1 3. 衛生管理

- ・管理者は、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに医薬品及び医療用具の管理を適切に行い、感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。

1 4. 禁止事項

当事業所では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」はお断りします。

1 5. その他

当事業所の詳細は、パンフレットをご参照下さい。

令和 年 月 日

短期入所生活介護サービスの利用にあたり、利用者に対し契約書及び本書に基づいて重要事項を説明しました。

事業者

名称 短期入所生活介護事業 いすず苑

説明者

氏名 ⑩

上記内容の説明を受け、承諾しました。

利用者

又は、代理人

住所

氏名 ⑩

重要事項説明書（短期入所）

（令和 7年 12月 1日 現在）

1. 施設の概要

(1)施設の名称等

- ・施設名 短期入所生活介護事業 いすず苑
- ・開設年月日 平成16年4月11日
- ・所在地 三重県伊勢市楠部町若ノ山 2605-33
- ・電話番号 0596-28-1010 (FAX) 0596-28-8282
- ・管理者名 施設長 中西 縁
- ・介護保険指定番号 2470800638

(2)相談並びに苦情処理担当者

- ・施設担当者 生活相談員 齋藤 みか
河本 佳於里
- ・第三者委員 中西 巳徳
山下 敦子
- ・伊勢市役所 介護保険課 21-5647
- ・三重県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情処理係
専用電話 059-222-4165

(3)施設運営の指針

短期入所生活介護事業 いすず苑（以下「当事業所」と言う。）は、利用者個々人の短期入所生活介護サービス計画書に基づいて、看護、介護及び機能訓練のほか、日常生活に必要な支援を行うことにより、利用者がその有する能力を最大限に生かして自立生活を営めるように努めることとし、その取り組みにあたっては、次の各号を指針とする。

- 1) 職員は、「すべての利用者は、それぞれ今日の高度社会を築きあげた功労者であり人生の達人である。」ことに思いを致し、常に感謝と尊敬の念をもって医療・看護・介護・機能訓練および日常生活の支援等のサービスに努める。
- 2) 当事業所は、「利用者個々人が今まで慣れ親しんできた居宅生活のスタイルにより近い生活環境づくり」と「職員との寄り添い合う生活づくり」によってすべての利用者が喜びと生き甲斐の溢れた老後人生を築かれるよう貢献する。
- 3) 当事業所は、地域に開かれた事業所運営を目指し、そのために運営内容の開示・利用者意見等の収集・利用者家族連絡会の開催・第三者評価の実施等を積極的に行い、かつ、伊勢市等関係行政機関との連携を密にする。
- 4) 職員は、常に効果的な技術および手法の習得に努め、それぞれのセクションにこだわることなく相互に協力しあって利用者へのケアおよびサービスの充実に努めるものとする。

- 5) なお、管理者は、利用者へのケア効果を高めるための諸施策の展開および設備の改善、備品器具類の導入に努めるものとする。
- 6) 最も望ましい介護福祉事業所に築き上げる使命は、職員一人一人の双肩にかかっていることを肝に銘じて日々の業務に専念する。

(注)「最も望ましい介護福祉事業所」とは、

利用者およびその家族にあっては「入りたい入らせたい いすず苑」
従業員およびその家族にあっては「働きたい働かせたい いすず苑」

(4)施設の職員体制

	常勤
・管理者	常勤専従 1 人
・医師	1 人以上
・介護職員	4 人以上
・生活相談員	1 人以上
・機能訓練指導員	1 人以上

(5)入所定員数

施設の利用定員は、次の通りとする。

- ① 併設型 10名 (ユニット型個室10名)
- ② 空床利用型 特別養護老人ホームの定員 100名以内

2. サービス内容

- ① 短期入所生活介護サービス計画の立案
- ② 食事

朝食 8:00 ~

昼食 12:00 ~

夕食 18:00 ~

- ③ 入浴 (個人浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護 (退所時の支援も行います)
- ⑥ 機能訓練 (リハビリテーション、レクリエーション)
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑨ 理美容サービス
- ⑩ 行政手続代行
- ⑪ その他

* これらのサービスの中には、基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談下さい。

3. 通常の送迎の実施地域

通常の送迎の実施区域は伊勢市内とします。

ただし、道路の狭隘、著しい混雑または危険性等が想定される場合には、いすず苑は送迎を行いません。

4. 利用料金

(1)基本料金

① 施設利用料(介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日当りの自己負担分です)

・要介護1	1408円
・要介護2	1544円
・要介護3	1694円
・要介護4	1836円
・要介護5	1974円

(注) 送迎費については片道368円いただきます。

(2)滞在費

当苑は、個室・ユニット型の介護サービスを提供することから、滞在費は次により利用者負担とします。

・居住費

2066円 (1日)

・第1から第3段階の所得区分該当者には、法的減免措置を適用します。

また、第2から第3段階該当者の一部には、社会福祉法人による減免措置を適用します。

・算定根拠

いすず苑の居室・共同生活の建物費用、光熱水費、修繕費および器具備品費を基礎として算出。

・改定手順

経済変動等により居住費を改定する場合は、実施日の3月以前に利用者にも書面でもって説明し、利用約款の更改契約を行うものとします。

(3)その他費用

①食費 1750円 (1日)

朝食 450円

昼食 650円 (おやつ代を含む)

夕食 650円

・第1から第3段階の所得区分該当者には、法的減免措置を適用。

また、第2から第3段階該当者の一部には、社会福祉法人による減免措置を適用。

・特別の食費は実費とします。

- ②夜勤職員配置加算 (IV) 40円／1日
- ③サービス提供体制強化加算 (I) 44円／1日
- ④介護職員等処遇改善加算 (I)
1ヶ月の利用料金(基本料金+各種加算)の14.0%
- ⑤生産性向上推進体制加算 (II) 20円／1月
- ⑥若年性認知症利用者受入加算 240円／1日
- ⑦緊急短期入所受入加算 180円／1日

※指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認めた時、介護を行った日から起算して7日。

利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日を限度として算定する。

- ⑧療養食加算 16円／回

※医師の指示箋に基づき療養食を提供した場合に算定する。

- ⑨レクリエーション、クラブ活動
実費とする。

- ⑩特別の行事費(交通費を含む)
実費とする。

- ⑪理容代(1回) 2000円

- ⑫おむつ代、日用品等(トイレットペーパー・石鹸・洗髪用品等)日常生活において必要となる費用以外のその他について実費とする。

- ⑬区域外送迎費
実費とする。

(注) 1 上記の食費および居住費に関して「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方は当苑までご提出ください。

(4)支払方法

- ・料金計算は月末締めで行い、翌月中旬に請求書を発行いたしますので、指定された期日までにお支払い下さい。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、口座自動振替か窓口払いの方法があります。

5.協力医療機関等

当事業所では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。

- ・協力医療機関
 - ・市立伊勢総合病院 伊勢市楠部町 3038
 - ・山崎外科内科病院 伊勢市楠部町乙 77
- ・協力歯科医療機関
 - ・宇治山田歯科医院 伊勢市岩渕 2丁目 4-37

短期入所ご利用者様につきましては、在宅の主治医が投薬・受診の基本となります。

6. 施設利用にあたっての留意事項

- | | |
|----------------|--------------------|
| ・面会時間 | AM 8:30～PM 7:00 |
| ・外出 | 家族等同伴にて可能です。 |
| ・喫煙・飲酒 | 原則禁止ですが、個別にご相談下さい。 |
| ・火気の取扱い | 施設内火気厳禁です。 |
| ・設備・備品の利用 | 申し出により可能な物とします。 |
| ・所持品・備品等の持ち込み | 原則自由ですが当施設にご相談下さい。 |
| ・金銭・貴重品の管理 | 自己管理又は施設で保管します。 |
| ・宗教活動・ペットの持ち込み | 禁止します。 |

7. 非常災害対策

- ・管理者は、想定される非常災害の態様ごとに、その程度及び規模に応じ非常災害に関する具体的な計画を定めています。
- ・管理者又は防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練を年2回以上実施する等利用者の安全に対して万全を期しています。
- ・当事業所は、医療機関、ほかの社会福祉施設及び地域住民と非常災害時における連携及び協力関係を構築するよう努めています。

8. 秘密保持等

- ・当事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。この秘密保持義務は利用者との契約後も同様とします。
- ・当事業所は職員の離職後も、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、就業規則、雇用契約書等で定めています。
- ・当事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ます。

9. 事故発生時の対応

- ・当事業所は短期入所生活介護の提供時に事故が発生した場合は、速やかに伊勢市、利用者家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- ・当事業所は、上記の事故の状況及び事故に際して取った処置を記録します。
- ・当事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- ・当事業所は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

1 0. 要望又は苦情処理

- ・当事業所は、提供した短期入所生活介護サービスに関する利用者及びその家族からの要望又は苦情に迅速かつ適切に対応するため、その窓口を設置する等、必要な措置を講じます。
- ・当事業所は、苦情を受け付けた場合に、当該苦情の内容等を記録するものとし、伊勢市等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告します。

1 1. 身体拘束等廃止

- ・当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。ただし、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録します。

1 2. 虐待防止

当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために次の措置を講じます。

- ・虐待を防止するための職員に対する研修の実施
- ・虐待防止対策を検討する委員会の定期的な開催と内容の周知
- ・虐待防止のための指針の整備
- ・虐待防止担当者の任命

当事業所は、サービス提供中に、職員又は擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを伊勢市に通報するものとします。

1 3. 衛生管理

- ・管理者は、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに医薬品及び医療用具の管理を適切に行い、感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。

1 4. 禁止事項

当事業所では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」はお断りします。

1 5. その他

当事業所の詳細は、パンフレットをご参照下さい。

令和 年 月 日

短期入所生活介護サービスの利用にあたり、利用者に対し契約書及び本書に基づいて重要事項を説明しました。

事業者

名称

短期入所生活介護事業 いすず苑

説明者

氏名

Ⓜ

上記内容の説明を受け、承諾しました。

利用者

又は、代理人

住所

氏名

Ⓜ

重要事項説明書（短期入所）

（令和 7年 12月 1日 現在）

1. 施設の概要

(1)施設の名称等

- ・施設名 短期入所生活介護事業 いすず苑
- ・開設年月日 平成16年4月11日
- ・所在地 三重県伊勢市楠部町若ノ山 2605-33
- ・電話番号 0596-28-1010 (FAX) 0596-28-8282
- ・管理者名 施設長 中西 縁
- ・介護保険指定番号 2470800638

(2)相談並びに苦情処理担当者

- ・施設担当者 生活相談員 齋藤 みか
河本 佳於里
- ・第三者委員 中西 巳徳
山下 敦子
- ・伊勢市役所 介護保険課 21-5647
- ・三重県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情処理係
専用電話 059-222-4165

(3)施設運営の指針

短期入所生活介護事業 いすず苑（以下「当事業所」と言う。）は、利用者個々人の短期入所生活介護サービス計画書に基づいて、看護、介護及び機能訓練のほか、日常生活に必要な支援を行うことにより、利用者がその有する能力を最大限に生かして自立生活を営めるように努めることとし、その取り組みにあたっては、次の各号を指針とする。

- 1) 職員は、「すべての利用者は、それぞれ今日の高度社会を築きあげた功労者であり人生の達人である。」ことに思いを致し、常に感謝と尊敬の念をもって医療・看護・介護・機能訓練および日常生活の支援等のサービスに努める。
- 2) 当事業所は、「利用者個々人が今まで慣れ親しんできた居宅生活のスタイルにより近い生活環境づくり」と「職員との寄り添い合う生活づくり」によってすべての利用者が喜びと生き甲斐の溢れた老後人生を築かれるよう貢献する。
- 3) 当事業所は、地域に開かれた事業所運営を目指し、そのために運営内容の開示・利用者意見等の収集・利用者家族連絡会の開催・第三者評価の実施等を積極的に行い、かつ、伊勢市等関係行政機関との連携を密にする。
- 4) 職員は、常に効果的な技術および手法の習得に努め、それぞれのセクションにこだわることなく相互に協力しあって利用者へのケアおよびサービスの充実に努めるものとする。

- 5) なお、管理者は、利用者へのケア効果を高めるための諸施策の展開および設備の改善、備品器具類の導入に努めるものとする。
- 6) 最も望ましい介護福祉事業所に築き上げる使命は、職員一人一人の双肩にかかっていることを肝に銘じて日々の業務に専念する。

(注)「最も望ましい介護福祉事業所」とは、

利用者およびその家族にあっては「入りたい入らせたい いすず苑」
従業員およびその家族にあっては「働きたい働かせたい いすず苑」

(4)施設の職員体制

	常勤
・管理者	常勤専従 1 人
・医師	1 人以上
・介護職員	4 人以上
・生活相談員	1 人以上
・機能訓練指導員	1 人以上

(5)入所定員数

施設の利用定員は、次の通りとする。

- ① 併設型 10名 (ユニット型個室10名)
- ② 空床利用型 特別養護老人ホームの定員 100名以内

2. サービス内容

- ① 短期入所生活介護サービス計画の立案
- ② 食事

朝食 8:00 ~

昼食 12:00 ~

夕食 18:00 ~

- ③ 入浴 (個人浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護 (退所時の支援も行います)
- ⑥ 機能訓練 (リハビリテーション、レクリエーション)
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑨ 理美容サービス
- ⑩ 行政手続代行
- ⑪ その他

* これらのサービスの中には、基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談下さい。

3. 通常の送迎の実施地域

通常の送迎の実施区域は伊勢市内とします。

ただし、道路の狭隘、著しい混雑または危険性等が想定される場合には、いすず苑は送迎を行いません。

4. 利用料金

(1)基本料金

① 施設利用料(介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日当りの自己負担分です)

・要介護1	2 1 1 2円
・要介護2	2 3 1 6円
・要介護3	2 5 4 1円
・要介護4	2 7 5 4円
・要介護5	2 9 6 1円

(注) 送迎費については片道552円いただきます。

(2)滞在費

当苑は、個室・ユニット型の介護サービスを提供することから、滞在費は次により利用者負担とします。

・居住費

2 0 6 6円 (1日)

・第1から第3段階の所得区分該当者には、法的減免措置を適用します。

また、第2から第3段階該当者の一部には、社会福祉法人による減免措置を適用します。

・算定根拠

いすず苑の居室・共同生活の建物費用、光熱水費、修繕費および器具備品費を基礎として算出。

・改定手順

経済変動等により居住費を改定する場合は、実施日の3月以前に利用者へ書面でもって説明し、利用約款の更改契約を行うものとします。

(3)その他費用

①食費 1 7 5 0円 (1日)

朝食 4 5 0円

昼食 6 5 0円 (おやつ代を含む)

夕食 6 5 0円

・第1から第3段階の所得区分該当者には、法的減免措置を適用。

また、第2から第3段階該当者の一部には、社会福祉法人による減免措置を適用。

・特別の食費は実費とします。

②夜勤職員配置加算 (IV) 60円/1日

③サービス提供体制強化加算 (I) 66円/1日

④介護職員等処遇改善加算 (I)

1ヶ月の利用料金(基本料金+各種加算)の14.0%

⑤生産性向上推進体制加算 (II) 30円/1月

⑥若年性認知症利用者受入加算 360円/1日

⑦緊急短期入所受入加算 270円/1日

※指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認めた時、介護を行った日から起算して7日。

利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日を限度として算定する。

⑧療養食加算 24円/回

※医師の指示箋に基づき療養食を提供した場合に算定する。

⑨レクリエーション、クラブ活動

実費とする。

⑩特別の行事費(交通費を含む)

実費とする。

⑪理容代(1回) 2000円

⑫おむつ代、日用品等(トイレットペーパー・石鹸・洗髪用品等)日常生活において必要となる費用以外のその他について実費とする。

⑬区域外送迎費

実費とする。

(注)1 上記の食費および居住費に関して「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方は当苑までご提出ください。

(4)支払方法

- ・料金計算は月末締めで行い、翌月中旬に請求書を発行いたしますので、指定された期日までにお支払い下さい。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、口座自動振替か窓口払いの方法があります。

5.協力医療機関等

当事業所では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。

・協力医療機関

・市立伊勢総合病院 伊勢市楠部町 3038

・山崎外科内科病院 伊勢市楠部町乙 77

・協力歯科医療機関

・宇治山田歯科医院 伊勢市岩渕 2丁目 4-37

短期入所ご利用者様につきましては、在宅の主治医が投薬・受診の基本となります。

6. 施設利用にあたっての留意事項

- | | |
|----------------|--------------------|
| ・面会時間 | AM 8:30～PM 7:00 |
| ・外出 | 家族等同伴にて可能です。 |
| ・喫煙・飲酒 | 原則禁止ですが、個別にご相談下さい。 |
| ・火気の取扱い | 施設内火気厳禁です。 |
| ・設備・備品の利用 | 申し出により可能な物とします。 |
| ・所持品・備品等の持ち込み | 原則自由ですが当施設にご相談下さい。 |
| ・金銭・貴重品の管理 | 自己管理又は施設で保管します。 |
| ・宗教活動・ペットの持ち込み | 禁止します。 |

7. 非常災害対策

- ・管理者は、想定される非常災害の態様ごとに、その程度及び規模に応じ非常災害に関する具体的な計画を定めています。
- ・管理者又は防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練を年2回以上実施する等利用者の安全に対して万全を期しています。
- ・当事業所は、医療機関、ほかの社会福祉施設及び地域住民と非常災害時における連携及び協力関係を構築するよう努めています。

8. 秘密保持等

- ・当事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。この秘密保持義務は利用者との契約後も同様とします。
- ・当事業所は職員の離職後も、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、就業規則、雇用契約書等で定めています。
- ・当事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ます。

9. 事故発生時の対応

- ・当事業所は短期入所生活介護の提供時に事故が発生した場合は、速やかに伊勢市、利用者家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- ・当事業所は、上記の事故の状況及び事故に際して取った処置を記録します。
- ・当事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- ・当事業所は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

1 0. 要望又は苦情処理

- ・当事業所は、提供した短期入所生活介護サービスに関する利用者及びその家族からの要望又は苦情に迅速かつ適切に対応するため、その窓口を設置する等、必要な措置を講じます。
- ・当事業所は、苦情を受け付けた場合に、当該苦情の内容等を記録するものとし、伊勢市等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告します。

1 1. 身体拘束等廃止

- ・当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。ただし、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録します。

1 2. 虐待防止

当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために次の措置を講じます。

- ・虐待を防止するための職員に対する研修の実施
- ・虐待防止対策を検討する委員会の定期的な開催と内容の周知
- ・虐待防止のための指針の整備
- ・虐待防止担当者の任命

当事業所は、サービス提供中に、職員又は擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを伊勢市に通報するものとします。

1 3. 衛生管理

- ・管理者は、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに医薬品及び医療用具の管理を適切に行い、感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。

1 4. 禁止事項

当事業所では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」はお断りします。

1 5. その他

当事業所の詳細は、パンフレットをご参照下さい。

令和 年 月 日

短期入所生活介護サービスの利用にあたり、利用者に対し契約書及び本書に基づいて重要事項を説明しました。

事業者

名称

短期入所生活介護事業 いすず苑

説明者

氏名

Ⓜ

上記内容の説明を受け、承諾しました。

利用者

又は、代理人

住所

氏名

Ⓜ